

告示

埼玉県告示第七百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和二年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
短期入所介護 のぞみの里	熊谷市拾六間 二九九―一	社会福祉法人 白寿会	短期入所生活 介護	令和元年八月一 日
グループホーム 上新井苑	所沢市山口三 三八―二	株式会社ヴオ ルフアート	介護予防認知 症対応型共同 生活介護	令和二年二月一 日
医療法人桂水 会 岡病院	本庄市北堀八 一〇	医療法人桂水 会	訪問看護 訪問看護 訪問リハビリ テーション	令和二年二月一 日
ひかり薬局	羽生市下新郷 一〇五四―二	有限会社アド ニス	介護予防居宅 療養管理指導 居宅療養管理 指導 介護予防訪問 リハビリテー ション	令和二年四月一 日